

◎ 天皇の退位及び皇嗣の即位に関する特例を定める

【法令名】

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

【掲載官報】	平成 29 年 6 月 16 日 号外第 128 号 35 ページ
【法令番号】	平成 29 年 6 月 16 日 法律第 63 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※第 1 条並びに附則第 1 条第 2 項、附則第 2 条、附則第 8 条及び附則第 9 条の規定は公布の日から、附則第 10 条及び第 11 条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 趣旨（第 1 条関係）</p> <p>この法律は、天皇陛下が、昭和 64 年 1 月 7 日の御即位以来 28 年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83 歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57 歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）第 4 条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めることとした。</p> <p>2 天皇の退位及び皇嗣の即位（第 2 条関係）</p> <p>天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位することとした。</p> <p>3 上皇（第 3 条関係）</p> <p>(一) 2 により退位した天皇は、上皇とすることとした。</p> <p>(二) 上皇の敬称は、陛下とすることとした。</p> <p>(三) 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例によることとした。</p> <p>(四) 上皇に関しては、(二)及び(三)の事項を除き、皇室典範に定める事項（皇位継承資格及び皇室会議の議員資格に関する事項を除</p>

く。)については、皇族の例によることとした。

4 上皇后（第4条関係）

(一) 上皇の後は、上皇后とすることとした。

(二) 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例によることとした。

5 皇位継承後の皇嗣（第5条関係）

2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例によることとした。

6 附則

(一) この法律の失効（附則第2条関係）

この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第4条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失うこととした。

(二) 皇室典範の一部改正（附則第3条関係）

皇室典範の附則に、次の規定を新設することとした。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）は、この法律と一体を成すものである。

(三) 上皇に関する他の法令の適用（附則第4条関係）

(1) 上皇に関しては、次に掲げる事項については、天皇の例によることとした。

イ 刑法（明治40年法律第45号）の名誉に対する罪に係る告訴及び検察審査会法（昭和23年法律第147号）の規定による
検察審査員の職務

ロ イの事項のほか、皇室経済法（昭和22年法律第4号）その他の政令で定める法令に定める事項

(2) 上皇に関しては、(1)の事項のほか、警察法（昭和29年法律第162号）その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例によることとした。

(3) 上皇の御所は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の規定の適用については、同法第2条第1項第1号ホに掲げる施設とみなすこととした。

(四) 上皇后に関する他の法令の適用（附則第5条関係）

上皇后に関しては、次に掲げる事項については、皇太后の例によることとした。

イ 刑法の名誉に対する罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

ロ イの事項のほか、皇室経済法その他の政令で定める法令に定める事項

(五) 皇位継承後の皇嗣に関する皇室経済法等の適用（附則第 6 条関係）

(1) 2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に対しては、皇族費のうち年額によるものとして、定額の三倍に相当する額の金額を毎年支出することとした。

(2) (三)の(3)の規定は、2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族の御在所について準用することとした。

(六) 贈与税の非課税等（附則第 7 条関係）

2により皇位の継承があった場合において皇室経済法第 7 条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さないこととした。

(七) 意見公募手続等の適用除外（附則第 8 条関係）

次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 章の規定は、適用しないこととした。

(1) 2による皇位の継承に伴う元号法（昭和 54 年法律第 43 号）第 1 項の規定に基づく政令

(2) (三)の(1)のロ、(三)の(2)、(四)のロ及び(八)に基づく政令

(八) 政令への委任（附則第 9 条関係）

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めることとした。

(九) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の一部改正（附則第 10 条関係）

国民の祝日である天皇誕生日を「12 月 23 日」から「2 月 23 日」に改めることとした。

(一〇) 宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）の一部改正（附則第 11 条関係）

宮内庁法の附則に、次の規定を新設することとした。

(1) 宮内庁は、第 2 条各号に掲げる事務のほか、上皇に関する事務をつかさどることとした。

(2) (1)の所掌事務を遂行するため、宮内庁に、上皇職並びに上皇侍従長及び上皇侍従次長を置くこととした。

(3) 上皇侍従長及び上皇侍従次長については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条に規定する特別職とし、給与等所要の規定の整備をすることとした。

(4) 2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関する事務を遂行するため、宮内庁に、皇嗣職及び皇嗣職大夫を置くこと

WestlawJapan 法令あらし

	<p>とした。</p> <p>(5) 皇嗣職が置かれている間は、東宮職を置かないこととした。</p> <p>(6) 皇嗣職大夫については、国家公務員法第 2 条に規定する特別職とし、給与等所要の規定の整備をすることとした。</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 皇室典範・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）・ 宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）